

## 令和4年度 第1回産山村農業委員会定例会議事録

### 1 開催日時

令和4年4月11日（月）午前9時から午前10時まで

### 2 開催場所

産山村基幹集落センター大会議室

### 3 出席委員

農業委員

1番：井 信雄 2番：井 美奈子 3番：井 敏博

5番：工藤 奈桜美 7番：山部 光一 会長：池部 誓

農地利用最適化推進委員

岩本 宣博、山口 則光、筑紫 雄二、古林 良則

### 4 欠席委員

4番：嶋井 眞代 6番：芹井 剛

### 5 議事日程

(1) 議事録署名委員の選出

(2) 議案第1号

農地法第3条による所有権の移転（贈与）について

(3) 議案第2号

農地法第3条による所有権の移転（贈与）について

(4) 議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについて

(5) 議案第4号

農地法第5条による所有権の移転及び地目の変更について

(6) 議案第5号

農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について

(7) 報告第1号

農地法第3条の3第1項による所有権の移転（時効取得）について

(8) 報告第2号

農地法第3条の3第1項による所有権の移転（相続）について

(9) 報告第3号

農地法第3条の3第1項による所有権の移転（相続）について

(10) 報告第4号

農地法第3条の3第1項による所有権の移転（相続）について

## 6 農業委員会事務局

事務局長 代理：高橋 祐一（経済建設課長）

事務局 ：井山 健二

## 7 議事録

### ○議長

（会長挨拶を行う）

まずは、議事録署名委員の選出については、井敏博委員と工藤委員にお願いいたします。それではさっそく議案の審議に入ります。議案第1号と議案第2号が関連しますので、農地法3条による所有権の移転贈与についてですが、山部委員が関係しますので、山部委員には退席いただきます。

（山部委員退席）

それでは、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

議案第1号、議案第2号の農地法第3条による所有権の移転贈与についてご説明します。4ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。譲受人の内容については、別紙の1ページから4ページに記載されているとおりです。譲渡人については、共有地になっており、内容については、5ページから10ページに記載しています。11ページに航空写真を載せております。

続きまして、議案第2号についてご説明します。13ページをご覧ください。申請者、地番については記載されているとおりです。こちらも共有地になっており、譲渡人の内容については、14ページから19ページに記載しています。20ページに航空写真を載せています。

現地確認については、山口推進委員と行っております。補足等ございましたら、お願いします。

### ○議長

事務局より説明をいただきましたが、共有地のため、少し複雑になっておりますが、何かございますか。

### ○山口推進委員

現地の状況については、問題ありません。

### ○会長

全員の同意がなければならぬのではないかと。

○事務局

今回の申請は、全員での申請ではないが、1名所在不明者がいる。譲渡契約書には、所在不明となる前に書類を作成していることから、全員の印鑑を押したものがあります。それで同意があっているものとして取り扱っています。本来であれば、全員からの申請で進めることが基本です。所在不明者については、家庭裁判所に財産管理人を選任するよう申し立てが必要となるが、双方ともに手続きを急ぎたい要望があることから、双方同意のうえ、このような手続きをしています。

○議長

皆さんより意見等ございますか。

○井信雄委員

他にも共有地があるのではないか。

○事務局

他にも、共有地はありますが、今回贈与するのは、2筆のみです。

○会長

他に何かございますか。

○委員

意見なし。

○会長

それでは、本件については承認したいと思います。

次の議案については、私が関係者となりますので、職務代理者の山部委員にお願いしたいと思いますので、席を外します。

(会長退席、山部委員戻)

○職務代理者

それでは、会長が関係者となりますので、代わりに議事を進めたいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第3号農業基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについて、ご説明します。別紙資料の5ページをご覧ください。規模縮小農家から公社と通して規模拡大農家へ農地を売買するものです。規模縮小農家から公社には、1月定例会でご審議いただいております。今回は公社から担い手への売買となっています。本資料の22ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。航空写真については、23ページに載せています。

現地確認については、古林推進委員と行っております。補足等ございましたら、お願いします。

○古林推進委員

1月の定例会の時には、土地の境について何も問題ないと言ったが、昔は2mほど通れる道があった。前所有者が地籍の際に道を無くしたようであるため、今後森林を伐採する際に道がない。譲受人は、道を通っても良いと話されているが、個人の所有地と道路では、色々難しいことがある。今回の公社と譲受人の方達については、何も問題はないが、以前は道があったことについては、話をしておきたい。

○事務局

古林推進委員と字図を基に現地確認を行いました。現況は字図のとおりとなっているため、今回の申請内容については、何も問題はありません。それ以前に実施した地籍の内容が違うということです。

○井信雄委員

道の通行については、前所有者との契約ではなく、新たな所有者と契約を結ぶようにしておいた方が良いでしょう。

○職務代理者

事務局の説明のとおり、譲受人と譲渡人については、問題ないと思います。道の通行については、今後所有者と話をするというので、本件については承認でよろしいでしょうか。

○委員

意見なし。

○職務代理者

それでは本件については承認したいと思います。ご協力ありがとうございました。

(会長席に戻る)

○会長

続きまして、議案第4号農地法第5条による所有権の移転及び地目の変更について事務局より説明をお願いします。

○事務局

(転用許可制度について概要の説明を行う)

議案第4号農地法第5条による所有権の移転及び地目の変更についてご説明いたします。25ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。航空写真については、26ページに載せています。河川改修及び道路改修工事に伴い小規模の農地が残った状態となっております。現地については、

岩本推進委員と行っております。

○会長

事務局より説明がありましたが、意見等ございますか。

○岩本推進委員

現地については、何も問題ありませんでした。

○会長

他に何かございますか。

○委員

意見なし。

○会長

それでは、本件については、承認ということで、県に進達を行います。

○会長

続きまして、議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化についてご説明します。27ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されておりです。航空写真については、28ページに載せています。29ページと30ページに現況写真を載せております。竹や雑木等が生い茂っており農地としての利用は難しい状況です。現地確認については、岩本推進委員と行っております。

○会長

事務局より説明がありましたが、皆さんより意見等ございますか。

岩本推進委員より何かございますか。

○岩本推進委員

何も問題ありません。

○会長

他にございますか。

○委員

意見なし。

○会長

それでは本件については、承認したいと思います。続きまして、報告第1号から4号について事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第1号農地法第3条による所有権の移転時効取得についてご報告いたします。32ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。航空写真については、34ページに載せています。

続きまして、報告第2号農地法第3条による所有権の移転相続についてご報告いたします。35ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。航空写真については、37ページに載せています。

続きまして、報告第3号についてご報告いたします。38ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。航空写真については、40ページから42ページに載せています。

続きまして、報告第4号についてご報告いたします。43ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。航空写真については、45ページから47ページに載せています。報告内容については、以上となります。

○会長

事務局より報告事項について説明がありましたが、皆さんより意見等ございますか。

○委員

意見なし。

○議長

議案については、以上となります。他に無いようですので、今月の会議は閉会します。

以上、上記のとおり議事の顛末に相違ないことを、ここに署名する。

令和4年4月11日

議事録署名者

農業委員会会長

---

3番委員

---

5番委員

---